

見附市保育料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月28日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第14号

見附市保育料規則の一部を改正する規則

見附市保育料規則（昭和62年見附市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考7を8に改め、7に次のように加える。

- 7 前項の規定にかかわらず、同一世帯において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が3人以上いる場合、最年長の者から3人目以降の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している（特別支援学校幼稚部情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）1歳に達する日以後の最初の4月1日から3歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の保育料は、無料とする。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。